

新潟市在宅難病患者紙おむつ支給事業実施要綱を廃止する要綱

新潟市在宅難病患者紙おむつ支給事業実施要綱（平成13年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の日前にこの要綱による廃止前の新潟市在宅難病患者紙おむつ支給事業実施要綱（以下「旧要綱」という。）において、支給を受けていた者については、経過措置の期間を設ける。
- 3 経過措置の期間は、令和3年3月31日までとする。ただし、経過措置期間中において、他制度により紙おむつの支給を受けられる場合については、その支給開始日をもって、経過措置期間を終了するものとする。
- 4 紙おむつ引換券の種類及び交付枚数については旧要綱第5条、支給の方法については、旧要綱第7条、支給の廃止については、旧要綱第8条に基づき決定する。